

## 宮城県私立学校施設災害対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、私立学校施設の非構造部材に係る耐震化及び防災機能の強化を支援するため、県内に所在する私立学校を設置する学校法人等が行う災害対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において宮城県私立学校施設災害対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに同法第124条に規定する専修学校のうち私立のものをいう。ただし、県内に主たる事務所が所在しない広域の通信制の学校は除く。

2 この要綱において「学校法人等」とは、前項の私立学校を設置する学校法人及び認定こども園を設置する社会福祉法人をいう。

### (補助対象者)

第3 この補助金の補助対象者は、補助申請年度において私立学校施設の非構造部材に係る耐震対策事業又は防災機能強化事業に対する私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）又は防災対策推進私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）（以下「国庫補助」という。）の交付を受ける学校法人等に限る。

### (補助対象経費)

第4 この補助金の補助対象となる経費は、当該事業に対する国庫補助の補助対象経費と同一のものとする。

### (補助金の額の算定)

第5 この補助金の額は、補助対象経費を6で除した額から千円未満を切り捨てた額とする。

### (交付申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のと

おりとする。

- (1) 申請額内訳書（別表第1）
- (2) 国庫補助に係る額の確定（交付決定）通知の写し
- (3) 補助申請年度の収支予算書（災害対策事業に係る収支が明記されているもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第7 規則第5条の規定により付する条件は、以下のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更が生じた場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第6第2項の規定を準用する。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に対して報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績調書（別表第4）
- (2) 国庫補助に係る額の確定通知の写し
- (3) 契約書、領収書及び検査調書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第6号による請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の管理）

第10 補助金の交付の決定を受けた学校法人等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（補助金の返還）

第11 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に

関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

- 第12 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける取得財産等は、1個又は1組の取得価額が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

- 第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱は、平成24年度において国庫補助に係る事業を実施した場合に、当該事業に対しても適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。